## 公共建築物等における木材の利用の 促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

- 戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- 木材の利用は、森林循環(造林→伐採→木材利用→再造林)を通じて、 森林のCO<sub>2</sub>吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献。
- 公共建築物等木材利用促進法の制定から10年が経過。 耐震性能や防耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、 木材利用の可能性も拡大。

民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する法改正が必要

- 1 題名・総則の改正
- (1) 題名・目的の改正 (題名、第1条)
  - 題名を「<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の</u> 利用の促進に関する法律」に改正
  - 本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加
- (2) 基本理念の新設 (新第3条)
  - 木材利用の促進に関する基本理念を新設
- (3) 林業・木材産業の事業者の努力 (新第6条第2項)
  - <u>林業・木材産業の事業者</u>は<u>建築用木材等の適切かつ安定的な供給</u>に努める 旨を規定
- (4) 木材利用促進の日・月間 (新第9条)
  - <u>木材利用促進の日</u> (10月8日)、<u>木材利用促進月間</u> (10月) を制定
  - 2 建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等
- (1) 基本方針等の対象の拡大 (新第10条~第12条)
  - 基本方針・都道府県方針・市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般 に拡大
- (2) 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等 (新第13条)
  - 木造建築物の設計・施工に係る<u>先進的技術の普及の促進</u>、<u>人材の育成</u>、 建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等
- (3) 建築物木材利用促進協定 (新第15条)
  - 国・地方公共団体と事業者等による<u>建築物における木材利用促進のための</u> 協定制度を創設
  - 国・地方公共団体による協定を締結した事業者等への必要な支援
- (4) 強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発・普及の促進等 (新第16条)
  - 強度・耐火性に優れた建築用木材の<u>製造技術及び製造コスト低廉化技術の</u> 開発・普及の促進等
- (5) 表彰 (新第31条)
  - 国・地方公共団体による表彰
  - 3 木材利用促進本部の設置

(新第25条~第30条)

- <u>木材利用促進本部</u>を農林水産省に設置
  - (本部長:農林水産大臣、本部員:総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣等)
- 基本方針の策定、木材利用の促進に関する施策の実施の推進等

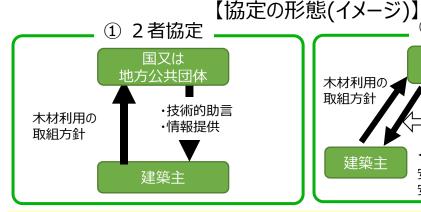
施行期日:令和3年10月1日(附則第1条)

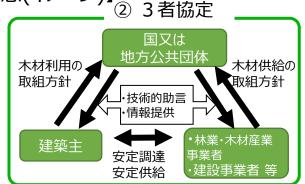
## 建築物木材利用促進協定制度について

- 建築物における木材利用を促進するために、「建築物木材利用促進協定」制度を創設。
- ▶ 建築主となる事業者等は、建築物における木材利用の構想を実現するため、国又は地方公共 団体と本協定を締結することができる。
- 本協定は、地域材の利用促進や川上から川下が連携した木材の安定的な供給体制の構築にも 活用可能。

## 【協定の内容】

- 協定締結者
- ② 構想の内容
- ③ 構想の達成に向けた取組の内容
- ④ 国又は地方公共団体の取組
- 5 協定の対象区域
- ⑥ 協定の有効期間





## 【想定される協定締結のメリット】

- ホームページでの公表やメディアに取り上げられること等により、当該事業者の 社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的 評価も向上。
- 木材利用による炭素固定など環境保全への貢献は、ESG投資など新た な資金獲得につながる可能性。
- 国や地方公共団体による、<mark>財政的な支援</mark>を受けられる可能性。 (例:一部予算事業における加点等優先的な措置)